

サービス利用の流れ

①**申請**：サービス利用希望者（以下「申請者」といいます。）は、市に障害福祉サービス・障害児通所支援の申請を行います。

②市は、申請者に概況調査、サービス利用の意向調査を行うとともに、「サービス等利用計画・障害児支援利用計画案の提出依頼書」を交付します。申請者は計画案の作成について、相談支援事業者（以下、「事業者」といいます。）作成かセルフプランか選択します。

事業者作成選択

市から事前に「障害児相談支援給付費支給申請書」
「障害児相談支援依頼（変更）届出書」を渡します。

セルフプラン選択

③**契約**：申請者は事業者に計画案の作成を依頼し、契約を行います。（市が事前に交付した「サービス等利用計画・障害児支援利用計画案の提出依頼書」を事業者に提示するとともに、「障害児相談支援依頼（変更）届出書」渡し、「事業者欄」に必要事項を記入してもらってください。）

事業者による申請者の調査等

④**利用計画案等の作成**

⑤**提出**：申請者または事業者は、次の書類を市に提出します。

- ・「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」
- ・「障害児相談支援給付費支給申請書」（セルフプランは不要）
- ・「障害児相談支援依頼（変更）届出書」（セルフプランは不要）

⑥**支給決定**：市は、計画案を参考に支給決定を行い、「決定通知書」及び「受給者証」を申請者に交付します。

⑦**計画作成・提出**：支給決定に基づき、事業者は支援者等によるサービス担当者会議を開催し、作成した「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を申請者に交付します。申請者または事業者は、その計画を市に提出します。

⑧**サービスの利用開始**：サービス提供事業所と契約し、サービスを利用します。

⑨**モニタリング**：事業者は受給者証に記載されているモニタリング実施月に、サービスの利用状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。事業者は市へ「モニタリング実施報告書」を提出します。